

条約批准書寄託の際の日本国政府声明

(1 9 7 6 年 6 月 8 日)

本日、日本国政府は、核兵器の不拡散に関する条約の批准書を英国、ソ連及び米国の政府に寄託し、日本国は、この条約の締約国となる。

日本国は、従来より、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策を堅持し、平和憲法の下に平和国家としての外交に徹してきた。日本国政府は、この条約の批准書の寄託に当たり、この基本政策をあらためて世界に向けて表明するものである。日本国政府は、日本国のこの条約への参加が国際関係の安定、特に、アジアの平和と安定に寄与するものと確信する。

日本国は、この条約の締約国として、核兵器の拡散を防止し原子力の平和利用に関する国際協力に貢献するため、今後一層努力を払っていくことを決意するものである。

この条約は、「核兵器国」に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えている。日本国政府は、このような差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならないと信ずる。このため、日本国政府は、核軍縮の促進に特段の努力を払っていく決意である。

日本国政府は、このような基本的考え方にに基づき、特に次の諸点を強調するものである。

- 1．日本国政府は、この条約を真に実効あるものとするため、核爆発能力を有すると否とを問わず、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望するものである。特に、核兵器を保有しながらこの条約に参加していないフランス共和国及び中華人民共和国がこの条約に参加することを強く希望する。
- 2．日本国政府は、核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請する。また、この条約の締約国でない核兵器国も核軍縮措置をとることを強く要請する。
- 3．日本国政府は、非核兵器国の安全保障に関する1968年6月の英国、ソ連及び米国の宣言並びに安全保障理事会の決議255(1968)に注目するとともに、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に努力を重ねることを希望する。また、日本国政府は、核兵器国、非核兵器国を問わず、すべての国に対し、国際連合憲章に従い、その国際関係において、核兵器、非核兵器のいずれを伴うものであれ、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを強く要請する。

- 4．日本国政府は、全人類の福祉のために、原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用に関する国際協力がこの条約の規定に従い、強力に推進されるべきであると確信する。日本国政府は、この条約によって、締約国である非核兵器国の原子力平和利用活動がいかなる意味においても妨げられてはならず、また、日本国がかかる活動のいかなる面においても他の締約国と差別されてはならないと考える。

- 5．日本国政府は、核兵器国である英国及び米国がその原子力平和利用活動に国際原子力機関の保障措置の適用を受諾すると表明したことを高く評価し、他の核兵器国も同様の措置をとることを強く要請する。

- 6．日本国政府は、この条約の適正なる運用を確保するため、この条約に規定されている再検討会議が引き続き定期的に行われることを希望する。